

# 第1回教育委員会定例会会議録

平成28年1月26日(火)

場所：国立市役所教育委員会室

|      |                 |           |
|------|-----------------|-----------|
| 出席委員 | 教 育 長           | 是 松 昭 一   |
|      | 教 育 長 職 務 代 理 者 | 山 口 直 樹   |
|      | 委 員             | 嵐 山 光 三 郎 |
|      | 委 員             | 城 所 久 恵   |
|      | 委 員             | 高 橋 宏     |
| 出席職員 | 教 育 次 長         | 宮 崎 宏 一   |
|      | 教 育 総 務 課 長     | 川 島 慶 之   |
|      | 教 育 指 導 支 援 課 長 | 金 子 真 吾   |
|      | 指 導 担 当 課 長     | 市 川 晃 司   |
|      | 生 涯 学 習 課 長     | 津 田 智 宏   |
|      | 給 食 セ ン タ ー 所 長 | 本 多 孝 裕   |
|      | 公 民 館 長         | 石 田 進     |
|      | 図 書 館 長         | 尾 崎 清 美   |
|      | 指 導 主 事         | 荒 西 岳 広   |
|      | 指 導 主 事         | 植 木 淳     |

## 付 議 案 件

| 区 分   | 件 名                                             |      |
|-------|-------------------------------------------------|------|
|       | 教育長報告                                           |      |
| 陳情第1号 | 通学路（公道）に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情                 |      |
| 議案第1号 | 通学路安心安全カメラ設置について                                |      |
| 議案第2号 | 平成27年度教育費（3月）補正予算案について                          |      |
| 議案第3号 | 国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について              |      |
| 議案第4号 | くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について                |      |
| 議案第5号 | 平成27年度国立市文化財指定・登録について（諮問）                       |      |
| 報告事項  | 1）平成28年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について                   | 当日配布 |
|       | 2）平成28年国立市成人式の実施報告について                          |      |
|       | 3）市教委名義使用について（3件）                               |      |
|       | 4）要望書について（1件）                                   |      |
| 議案第6号 | 臨時代理事項の報告及び承認について<br>（第21期国立市社会教育委員の解嘱及び委嘱について） | 当日配布 |
|       |                                                 |      |
|       |                                                 |      |
|       |                                                 |      |
|       |                                                 |      |

【是松教育長】 それでは、皆さん、こんにちは。

新年に入りまして、本格的な冬の寒波が到来しております。先般 18 日の早朝未明から降り出した積雪でございますけれども、学校のほうは通常登校、それから、通常授業が行われたのですが、雪による交通事情のために給食の物資が一部業者搬入できないということで、給食の提供に支障を来したところでございます。

今後とも冬のシーズンがまだまだ続く中、寒波あるいは積雪には十分配慮していきたいというように思っておりますが、皆様方も十分ご留意願いたいと思います。

それでは、これから平成 28 年第 1 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

【高橋委員】 はい。

【是松教育長】 それでは、よろしく申し上げます。

では、本日の審議案件のうち、議案第 6 号、第 21 期国立市社会教育委員の解嘱及び委嘱については、人事案件ですので秘密会としますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 また、陳情第 1 号、通学路(公道)に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情と、議案第 1 号、通学路安心安全カメラの設置については、それぞれ関係がございますので、陳情者からの趣旨説明に引き続き、議案説明を受け、一括したご質問、ご意見をいただいた後、採決は別個採決といたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、審議に入ります。

#### 議題(1) 教育長報告

【是松教育長】 最初に、教育長報告を申し上げます。

昨年、平成 27 年 12 月 22 日以降の教育委員会の主な事業についてご報告を申し上げます。

平成 27 年 12 月 22 日火曜日に定例教育委員会終了後、社会教育委員の会を開催いたしております。翌 12 月 23 日水曜日には、「通学路安心安全カメラ」に関する意見を聴く会を総合体育館で催しました。

12 月 24 日木曜日に 2 学期の給食が終了いたしました。

そして、12 月 25 日金曜日に学校におきましては、2 学期が終了したところでございます。

年が明けまして、平成 28 年 1 月 4 日月曜日、城所委員の再任辞令が市長より交付されております。

1 月 8 日金曜日、3 学期が始業いたしました。

1 月 11 日月曜日には、国立市成人式の式典が総合体育館でとり行われました。

1 月 12 日火曜日、3 学期の給食を開始いたしました。

公民館運営審議会を同日に開催しております。

1 月 13 日水曜日に校長会を開催いたしました。

また、この日は文部科学省の教育委員研修協議会が開催され、山口委員、城所委員、高橋委員が出席されました。

同日、東京都市教育長会が開催されております。

1月15日金曜日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会・理事研修会が開催され、山口委員が出席いたしました。

同日、中学生の職場体験学習受け入れ団体の東京都表彰式が行われておりまして、今年度は、国立一番街商店会、東京多摩青果株式会社、梨のさとう園、谷保駅北口商店会の4団体が中学生の職場体験受け入れ団体として東京都表彰をお受けになりました。

1月18日月曜日に、教育委員会で社会教育施設等の訪問を行いました。

同日は、図書館協議会を開催しております。

また、同日、文部科学大臣の優秀教職員表彰式典がとり行われ、国立では、国立第二小学校、小林友行主幹教諭が、部活活動の功績で表彰を受けております。

1月19日火曜日に副校長会を開催いたしました。

1月20日水曜日から22日まで三中の1年生が自然体験教室に出かけております。

また、同じ日付で三中の2年生は職場体験学習を行っております。

1月21日木曜日に、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会を開催しております。

1月23日土曜日から日曜日の24日まで、多摩郷土誌フェアが開催され、国立市からは生涯学習課の職員が参加しております。

1月24日日曜日に、一中の1年生の自然体験教室が本日まで行われているところでございます。

教育長報告は以上です。

ご意見、ご感想などございましたらお願いいたします。

山口委員。

【山口委員】 幾つか感想と質問を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、感想ですけれども、この時期、1月13日に文部科学省が主催をされた教育委員の研修協議会、これが初めてと聞いているのですけれども、教育委員会制度が改革されたことにより、教育委員の研修ということで行われたと認識をしております。城所委員、高橋委員と一緒にさせていただきました。

まず、こういう協議会が全国規模で行われたと。東京で2回、文科省ですけれども、あと京都でしたかね、1回行われて、全部で3回行われ、できるだけ網羅ということで、我々東京ですので行きやすかったのが助かったのですが、全国から来られていたようです。この会が行われたことは、非常に良いことですし、これがまたもっと地域のところで行われるような形をとっていくことが必要かなと思いました。

分科会では、「チーム学校」というところで3人とも同じ分科会になってしまったもので、少しもったいなかったです。さまざまな現状、社会が持っている課題に対応していく学校が求められていることが裏返して反映されている部分があるのかなと思います。

例えば、スクールソーシャルワーカーであるとか、さまざまな形のものや学校とが連携をしていくということ。ここからスタートして次へ進む部分があるのかなというような感触を私は持ちました。それぞれ皆さんご意見がおりかと思っておりますけれども。

それから、2日後の15日に東京都市町村教育委員会連合会の理事会と理事研修会がありました。このときも文科省の丸山財務担当課長からお話を聞いて、両方とも国のレベルの話で非常に似ていたのですけれども、主に出ていたのが、今回、財務省から出された教員を減らそうということに対しての説明でした。将来、子どもの数が減っていく中でも、今ますます教育の問題が重要視されている中

でこういうようにやっていくのだという、「チーム学校」はその一つです。さまざまな今やられていることに関してお話を伺うことができ、今度はこれを国立市の中で具現化していくことが求められているなというのを感じたところでございます。

あと、先週の土曜日、23日です。八小が展覧会を行いまして、この時期でしたので、非常に展覧会の中身が充実をしているのでいいなということで、担当の先生ともお話して、やはり3学期にやってもらえると非常にいいとは言っていたのですが、学校のスケジュールでそうもいかないかもしれないのですが、保護者の方もよく見に来られておりました。

それから、あと二小、六小をのぞかせていただきました。一つは二小で学校公開だったのですが、間の3限のところ保護者向けの全体の説明会を初めての試みと小林校長がおっしゃられていたのですが、この公開授業のポイントであるとか、一番大きいのは、これは後で質問するのですが、アンケートをとりまして、子どもたちと保護者、それぞれ授業がわかりやすいとかわかりにくいとか、さまざまなのです。それについて報告をして考え方を述べて、次の年度の学校方針に生かしていくというような説明をしていました。保護者が、70名ぐらいは来られていて、それからどんどんふえていた状況でした。こういう形で直接話をするのはいいことだなと感じました。

六小もその後行かせていただいて、保護者が非常に多くて教室に入れにくいぐらいの公開授業だったので、多く来られているというのはすばらしいなと思います。それぞれ見させていただいたところの感想でございます。

質問なのですが、今、二小のところ少し言いましたけれども、学校評価のアンケートであるとか、保護者や子ども向けのアンケートを各校で捉えていると思うのですが、その辺の状況と今後の展開についてお聞かせ願えればと思います。

あと、3学期がちょうど始まったところで、インフルエンザがはやり始めるかどうかとされていると思いますが、スタートの状況について、健康以外のことも含めてお願いします。

都立高校の推薦入試が、きょうと明日だと思えますが、中学3年生にとっては高校へ向かうタイミングになって緊張しているかと思えます。その辺のことについて、去年もほとんどの子どもが進路が決まって、高校生活を送っていると聞いておりますけれども、ぜひきめ細かな一人一人に合った指導をしていただければいいなと思えます。これは要望です。

もう一つ質問ですが、先ほど教育長報告にもありましたが、先週の月曜日に大雪が降りまして、給食のところでは混乱されましたけれども、公民館や図書館、体育館、芸小、その他のところの状況がどうだったかということと、給食に関しては、その後反響とか、ものが届かなかったということで混乱があったかと思うのですが、その辺の状況がわかれば報告をしていただきたいと思います。

以上でございます。

【是松教育長】 それでは、幾つかご質問をいただいております。学校評価に関するアンケートの実施状況や、その取り扱い等についての状況ということで。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 それでは、学校評価について現状と、それを生かした今後の展開ということでご説明をいたします。

おおむねの学校のスケジュール、一般的なスケジュールは、2学期の末に児童、それから、保護者からアンケートをとりまして、それを集約し、学校の自己評価ということで、まずは、これまでの学

校の取り組みについて評価をいたします。

その後、学校関係者評価の中で、その評価に対する評価をいただいて、その報告を年度末に上げていただくというスケジュールになっております。

おおむね今の段階で学校としての一定の自己評価を行っている学校がほとんどであろうかと思いません。

学校評価ですけれども、目的としましては、組織的に学校教育の改善を図ること、それから、学校、家庭、地域に対する説明責任を果たすということ。それから、我々教育委員会が学校に対する支援や条件整備など改善措置について参考にするという目的で行われておりますので、こちらのほうも平成27年度のを、教育課程届け出の段階で受理し、また、来年度の4月の定例教員委員会でお示ししたいと考えております。

以上です。

【是松教育長】 山口委員。

【山口委員】 結構です。

【是松教育長】 それでは、3学期がスタートしての近況ということで何かございますか。

荒西指導主事。

【荒西指導主事】 3学期がスタートいたしました。冬休みについて、特に大きな事故等の報告はございません。ただ、2学期の末から児童、生徒の中で個人的に課題を抱えている子、それから、学級としての課題を抱えている集団は、引き続き3学期も見えていかなければならない状況ですので、学校と連携を取り合いながら、しっかりと教育委員会としてできる支援策について講じてまいりたいと考えております。

以上です。

【是松教育長】 よろしいですか。

【山口委員】 ぜひその辺の問題は各学校ともおありになると思いますけれども、できるだけ子どもを中心に考えていただいて、子どもたちにとっていい方向を導けたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。

【是松教育長】 それでは、先般18日の雪の対応ということで、これはまず給食センターのほうから当時の状況、また、その後の対応についてお伺いいたします。

【本多給食センター所長】 18日の大雪に際しては、土日を含んで、週明けの月曜日だったということがございまして、雪が降り始めたのが日曜日の深夜からということもありまして、対応が少しおくれたということがございました。

後日、牛乳業者と冷凍のサクフライ業者には、こちらに来ていただきまして、こういったことは今後もあり得ますので、十分に情報収集した中で早目早目の対応をするように指導させていただいたところでございます。

【是松教育長】 保護者宛てについては、いかがですか。

【本多給食センター所長】 当日、保護者宛てには、牛乳について小中全校、それから、サクフライについては小学校は欠品になりましたということでご連絡をさせていただいたところでございます。

なお、牛乳については、3月の給食費の回数調整の中で、その分について調整をさせていただくということで、あわせて保護者の方にもご通知させていただいたところでございます。

以上でございます。

【是松教育長】 学校施設関係では何かありますか。

では、川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 学校施設そのものについては、特に大きな被害があったという報告は入っておりません。

校庭の枝が少し折れたりですとか、そういったことがあったということで報告を受けております。ただ、それでお子さんがけがしたとか、そういった状況ではございません。

以上です。

【是松教育長】 公民館、図書館、もしくは財団等で、特にご報告しておいたほうがいいような雪の対応があれば、特にございませんか。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 財団関連の施設で、市民総合体育館、郷土文化館、公民館も含めて被害はないのですけれども、芸術小ホールにつきまして、いつもと違う箇所で雨漏りが起きている状況がございます。その部分につきましては、今、建築営繕課も含めて原因を調査している状況でございます。

以上です。

【是松教育長】 山口委員、大体、そういうようなところですか。

【山口委員】 まだ、雪が少し残っているようですので、これからの事故とか。

【宮崎教育次長】 教育長、あとインフルエンザについてがあります。

【是松教育長】 失礼しました。

【川島教育総務課長】

特に、学校から学級閉鎖等が出ているという状況は聞いておりません。ただ、学校によってはちらほら出ているということは聞いているところです。

あと、保育園関係は10人ぐらい出ているという情報が入っているところです。

以上です。

【山口委員】 結構です。

【是松教育長】 ほかにご意見、ご感想等ございますか。

城所委員、お願いします。

【城所委員】 感想、意見等を述べさせていただきたいと思います。

まず、成人式なのですが、天候もよく、式自体もスムーズで、本当に皆様ご苦労さまでした。よい式だったと思います。

近所で小さいときから見知っていた子どもたちの晴れ姿に出会うことができ、小さかった子どもたちがこんなに立派になってという感慨深い一日になりました。

あと、毎年担任だった先生方に招待状を出して、何人かの先生がおいでになられていて、今回も中学校の先生がいらして、ご紹介されたときにとっても喜んでいただいていた子どもたちが一群いて、先生もあの子供たちがこんなになってという思いで、うれしかったのではないかなと思いました。

ケーキパーティーのときにも、先生が囲まれて、写真を撮ったり、話したりしている姿を見ると、教師冥利に尽きるのだろうかというような思いで見させていただきました。

それから、先ほど山口委員も文科省の研修についてお話されていましたが、今回初めて文科省で教育委員に対して研修を行うということで、昨年制度が変わって、これからどんどん私たちも研修を受けたり、トレーニングを受けたりする必要があると思っていたので、とてもいい機会になりま

した。

分科会は、全員で 16 名とこじんまりした会で、そこに国立市が 3 名入っていたというのは奇遇だったのですけれども、熊本から岩手まで全国規模でたくさんの方がおいでになられていて、プラスそこに文科省の説明担当の方が 1 名という会でいろいろと意見を交わしたり、お話を聞いたり、結構濃い時間を私は過ごさせていただいたと思っています。

「チーム学校」というテーマで話させていただいたのですけれども、大体皆さん、思っていることとか危惧されていることは地域変わらずということで、日本はもともと知・徳・体というのがベースで人をつくる教育をしてきたけれども、欧米の形をそのまま日本に持ってくるのはどうかという心配をなさっている方とか、その辺はどこも変わらずされているのが印象的でした。

分科会ということだったのですけれども、それ以外に普段思っていることとかもどうぞということだったので、皆さんいろいろなことを文科省にぶつけていたというか、とてもアクティブな会になって、私は楽しかったと思います。

今まで研修というと、話を聞いて質疑、応答という短い時間でしかなく、交流はなかったのですけれども、分科会を持っていただくと、地域や役割、その人の背景とかを超えて、いろいろなお話をさせていただくことができ、お互いに刺激になるなと思ったので、ますますこういう会が活発になるといいなと感じました。

それから、市内の施設視察をさせていただいたのですけれども、今回、国立市の発達支援室の方からもお話を伺うことができまして、やはり幼小保連携ですかね。小さいときから見ていくということで、実際にお話を伺えたことは、とても実りが多かったと思います。

それから、学校支援センターと教育支援センターは、かなり実績が伸びているというか、センター長のお二方がかなり頑張ってくれていて、組織として動いているなというような手応えを与えていただきました。

普段一緒に学校訪問のときに回らせていただいているので、ぜひこのセンターは支えとして、これからは充実していただきたいなというような印象を持ちました。

ほかの施設も少し駆け足だったのですけれども、また、時間があるときに、それぞれ足を運ばせていただいて、見せていただければというように思っています。

それから、八小の展覧会、七小の学校公開等を見させていただきましたが、保護者の方がとても多くいらっやっていました。

特に、七小で印象的だったのは、保護者の方同士が非常に風通しがいいのですね。私とかよそ者が行っても目が合うと、「こんにちは」みたいな感じとか、自転車をとめるときにもすぐよけてくれたりとかで、学校の通学路のほうも七小がとても活発にいただいているのですけれども、それが効果的というか、お互い気持ちのいい地域の関係性ができてきているのではないかなと学校訪問をさせていただいて感じました。

この後、カメラの件など、いろいろありますが、どこの地域も風通しがよくなっていくといいなと感じた公開日でした。

以上です。

【是松教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

高橋委員、お願いします。



【高橋委員】 今月の 13 日、私たち 3 名で文部科学省において、市町村教育委員研究協議会が行われ、最初に初等中等教育企画課長より行政説明を受けました。続いて、研究分科会に参加したところです。その概略を報告したいと思います。

初めに、皆さん、既にご承知ですが、今、学校では教員による個別対応が必要なしょうがいのある子、それから、不登校が増加しているという、そういう現状があります。さらに貧困、そして、虐待といった福祉分野の支援が求められる課題も多く、文科省の調査では、小中高校の約 74% がスクールソーシャルワーカー、略して S S W の必要性を感じているというように回答しています。

先日の中教審（中央教育審議会）の答申で、S S W が学校に必要な職業として法令に明記されることになりました。また、多忙でなり手が少ないと言われる副校長、教頭を支えるために、事務職員にも学校運営にかかわる役割があることを法制化することになりました。

これらの法制化は、私は大変うれしいことだと思います。といいますのは、今までは各自治体の教育委員会がさまざまな取り組みをしてきたわけです。

一例を挙げますと、私が経験した中で、在中国日本国大使館附属北京日本人学校校長としての任務を終えて着任した札幌市立東白石中学校では、平成 18 年に文科省、市教委、校長及び事務主任との加配事業で、事務職員を 1 名から 3 名に、業務は教員が担当していた学校だよりの取材や企画、地域への配布のほか、職場体験学習の受け入れ企業及びスーパー、商店等の開拓や渉外を担い、さらに給食費が未納の家庭への督促も教員と協力して実施している。

このように教員の負担が軽減されるのは、間違いのないと思います。この取り組みの様子は昨年 7 月 28 日付朝日新聞で報道されているところです。

チームとしての学校のあり方を考える前に、まず、従来の学校、それから、現在の学校、そして、これからのチームとしての学校と、この 3 つ縦分けしながら考えていきたいと思います。

従来の学校は、校長、教頭のほか全て一般教員という、いわゆる鍋ぶた型で、学年、そして学級王国を形成して、教員間の連携も少ない、そういう現状でした。

現在の学校はと言いますと、学校教職員に占める教員以外の専門スタッフの比率が、それでも国際的に見て低い構造で、加えて複雑化しています。そして、多様化している。そういった課題が教員に全て集中し、授業等の教育指導に専念しづらいという、そういう状況があります。

主として、教員のみを管理することを想定したマネジメント、これが今の学校です。では、チームとしての学校とはどんな学校なのか。外部人材を積極的に活用して、学校の教育力を高めるのが目的だと思います。

また、学校において子どもが成長していく上で教員に加えて多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での生きる力を定着させることにつながるのではないかと思います。そのために、チームとしての学校が、今求められているのだと思います。

教員の負担を減らし、さまざまな課題に迅速かつ的確に対応できるようにするために、専門スタッフの増員が必要になってきます。それから、学校や教員が専門スタッフと連携、分担して業務に当たる体制の整備も必要になってきます。

教員に時間的な余裕ができれば、授業の準備が、さらに、教材研究に一段と力を入れることができるわけです。何より、子どもたちと向き合う時間がふえ、一人一人の個性や学習状況にあわせた質の高い授業が期待できるのではないかと思います。

結びに、「チーム学校」を機能させるためには、校長のリーダーシップが重要であると考えます。副校長や教頭などと専門スタッフとのつなぎ役を担う主幹教諭、事務体制の拡充など、学校のマネジメント機能を強化していく必要があります。

「チーム学校」のかなめとなるのは、あくまで教員であることを抑えておく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

【是松教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【尾崎図書館長】 済みません。ちょっとよろしいでしょうか。

【是松教育長】 尾崎図書館長。

【尾崎図書館長】 恐れ入ります。

教育長報告の中で、図書館協議会が18日月曜日と21日木曜日、両方記載がございますが、失礼いたしました。こちら月曜日の18日が誤りですので、削除のほうよろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

【是松教育長】 よろしゅうございますか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

議題(2) 陳情第1号 通学路(公道)に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情

【是松教育長】 それでは、次に、陳情第1号、通学路(公道)に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情を議題といたします。

陳情者から趣旨説明をしたいという旨のお申し出がございましたので、これを認めることでよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。説明に当たりましては、簡潔なご説明をお願いいたします。

それでは、陳情者の方どうぞ。

午後2時29分休憩

午後2時38分再開

【是松教育長】 説明が終わりました。それでは、陳情者の方、お戻りください。それでは、休憩を閉じて議事に戻ります。

議題(3) 議案第1号 通学路安心安全カメラ設置について

【是松教育長】 引き続きまして、議案第1号、通学路安心安全カメラの設置について、事務局より説明をお願いいたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第1号、通学路安心安全カメラの設置についてご説明をいたします。

本議案は、通学路へ安心安全カメラを設置することにつき、去る12月に開催しました市民の意見を聴く会の情報など、これまでの経過を報告をした上で、事務局の考え、方向性及びスケジュールな

どにつきまして確認をしていただき、採決を賜ればと考えております。

それでは、資料に沿いまして、ご説明をいたします。

議案を1枚おめくりください。右上に議案第1号関係資料と書いてある小学校通学路への安心安全カメラ設置についての資料をごらんください。

この資料は、市民の意見を聴く会で配付をした資料をベースに、本定例会用につくり直したものであり、ほぼ同じ説明を市民の意見を聴く会でもさせていただいております。

まず、1の設置の理由をごらんください。

国立市内では、児童が被害者となる深刻な事件は発生しておりませんが、不審者情報はほぼ継続的に年間約20件弱ほど寄せられており、新聞やテレビなどの報道によると、全国では重大な事件に子どもが巻き込まれる例も発生している状況から、保護者や地域の見守りの足りない部分を補うため、事務局では通学路への安心安全カメラの設置を検討してまいりました。

2番、現在、国立市で行われている通学路の安全対策でございます。こちらの記載が1から5までとなっておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、3.安心安全カメラ設置検討の経過でございます。

として、東京都において、平成26年5月に補助制度が創設をされております。これは、小学校1校当たり5台程度、95万円を限度として、設置費用の2分の1を都が補助する制度となっております。国立市教育委員会といたしましても、この補助制度を活用することを考えております。

といたしまして、PTA役員との意見交換を平成26年度に実施をしております。詳細は別紙3としてお配りをさせていただいておりますが、合計68人の方にご参加をいただき意見交換をいたしました。一部慎重な意見もございましたが、おおむねカメラの設置について賛成とする意見が多い状況でございました。

として、安心安全カメラ設置及び運用に関する条例が、平成27年9月に成立をいたしました。この条例により、通学路を含む国立市全体の安心安全カメラの設置に関する基準が整理をされております。この条例の成立を受けまして、教育委員会としても具体的な設置の検討に入ったところです。

といたしまして、学校、保護者に、カメラ設置候補場所の選定を平成27年の9月に依頼をし、に記載がございましたが、11月に行われました通学路の合同点検におきまして、学校、保護者などと実際に現地を回りまして、設置候補場所の確認をしたところです。

といたしまして、市民の意見を聴く会を平成27年12月に開催いたしました。詳細は別紙2のとおりとなっておりますが、ここで別紙2をごらんいただき、市民の意見を聴く会の内容をご報告いたします。

別紙2では、表紙に全3回分のまとめをつけさせていただいており、以降、各回の詳細な記録をつけております。

それでは、表紙のまとめに基づきましてご説明申し上げます。

1は、開催の詳細でございますが、南市民プラザ、北市民プラザ、くにたち市民総合体育館の3カ所で市民の意見を聴く会を開催し、延べ17名のご参加をいただきました。お話を聞いている限りでは、実際に地域で見守りを行っている方や防犯にかかわっていらっしゃる方が多くご参加いただいていたと感じております。

市民の意見を聴く会の周知方法ですが、市報、教育広報「くにたちの教育」、ホームページで全体に周知をするとともに、個別では各自治会の会長宛てに案内通知を送付するとともに、小学校全保護

者宛てにも市民の意見を聴く会の開催を周知し、検討の経過及び設置候補場所をお伝えする手紙をお送りしたところです。

2番、教育委員会側の出席者でございますが、教育次長、教育総務課長、学務保健係長の3名でございます。

3番、市民より出された意見でございます。

の全体のまとめでございますが、おおむねカメラ設置については賛成の意見が多く出された状況でございますが、カメラ設置だけで安心するのではなく、人の目による見守りを行っていくことが大切であるとの意見が多く出されました。また、一部少数ですが、反対意見も出されたところです。

には、主な具体的な意見を記載しております。

一つ目の は賛成意見ですが、・の二つ目に、学区の広さが学校によって異なるので、1校につき5台ではバランスが悪いので、バランスよくつけるべきとのご意見をいただいております。これは、例えばある学校では学区が広いので2台ふやして合計7台とし、ある学校では学区が狭いので2台減らして3台に、そういう調整ができないかという趣旨の意見でした。こちらにつきましては、PTA役員との意見交換でも同様の意見が出されたところですが、東京都の補助要件の中で1校当たり5台程度、95万円を限度と決められておりますので、なかなかほかの学校との調整は難しいとの回答をさせていただいております。

二つ目の は反対意見でございますが、カメラが安心安全を保障するものだと考えられなく、既に起きてしまった事件をもとに戻すことはできないとの意見や、撮られた画像・映像がどうなるかを心配する意見をいただいております。

具体的な市民とのやりとりの詳細につきましては、2枚目以降に記載をしております。お話の内容をそのまま文章に起こしておりますので、一部表現としてわかりにくいところがあるかと思いますが、その点をご容赦ください。

それでは、初めの資料の裏面にお戻りいただきたいと思っております。

4. 安心安全カメラ設置の基本的な考え方です。

保護者や地域の方などの見守り活動を基本としながら、その活動の足りない部分を補うため、カメラを設置していきたいと考えております。これは、先ほどご説明をした市民の意見を聴く会でも多く意見が出されたことであり、東京都の補助金の要綱の中でも基本的な考え方として規定をされております。

市内公立小学校の通学路にある電柱などを中心に、1校につき5台のカメラを設置するとしております。また、詳細な設置候補場所については、別紙1にてお示しをしております。

別紙1をごらんください。四角と太い矢印を組み合わせたものが安心安全カメラを示す記号となっておりますが、矢印が指す先が設置候補場所となっており、矢印の方向に向けて写すことを考えております。

また、場所の選定理由ですが、各学校作成の安全マップや不審者情報をもとに、あとは条例に規定されているカメラの設置の目的に事故防止も含まれていることから、交通事故が起きやすい場所もピックアップした上で、候補場所として教育委員会が示したものをベースに、学校、保護者に調整をいただいております。

もとの資料に戻ります。

4の にいきます。通学路が写るよう、通学路に向けてカメラを設置します。これも都の補助要件

となっており、通学路を写さないカメラについては補助の対象外という形となります。

カメラが作動している旨を周囲に表示をします。これは、カメラを設置している電柱などに、安心安全カメラ作動中などと書かれた表示板をつけることを考えております。この表示をすることも、都の補助要件となっております。

から までの結果として、犯罪の抑止、事故の防止につなげたいと考えております。

5. プライバシーへの配慮です。この項目についてのご心配が、PTA役員等との意見交換などの中でも出されたため、より慎重な配慮をすべく、検討させていただきました。

カメラを設置する近隣のお宅には、個別に設置に関する説明を行うことを現在考えております。

カメラにはモニターを設置することは考えておりません。こちらは監視を目的としたカメラではないため、画像データを保存するのみで、それを必要なときのみ見ることを想定しております。

画像データの保存期間は原則として7日間とし、順次、自動的に上書き消去を行うことを想定しております。この7日間という日数は、東京都の補助要綱や国立市の条例でも定められている日数となっております。

の画像データはカメラ内部のSDカード等の媒体に保存することとし、媒体取り出し部には施錠をすることを考えております。電柱の場合、高さ四、五メートルの高さにカメラを設置するため、取り出しには特殊な車両などが必要となるため、簡単には取り出すことができない運用を考えております。

画像閲覧の際は、パスワードや専用のソフトが必要となるものを考えており、先ほどの取り出し部の施錠とあわせて、二重、三重のセキュリティーをかけることを考えております。

画像データの外部提供につきましては、国立市安心安全カメラの条例及び国立市個人情報保護条例の規定に基づき、事件捜査のために警察から公文書による請求があった場合などに限定をしまして、それ以外の目的には使用しないこととします。

国立市全体のカメラ設置に関する基準であります安心安全カメラ設置に関する条例の規定を守り、下の囲みの中にあるような内容を盛り込んだ設置運用に関する基準を教育委員会として定めまして、適切に画像を管理してまいりたいと考えております。

具体的には、設置管理者として、教育次長、あるいは教育総務課長を定めたり、また画像データの閲覧が可能なものを具体的に定めたり、また画像データの具体的な閲覧方法、これは例えば画像を閲覧する際には必ず2人以上の立ち会いを必要とするとか、そういった規定を考えております。

6. 今後のスケジュールでございます。

といたしまして、先ほどご説明をいたしましたカメラを設置する予定場所の近隣宅への個別説明を考えております。こちらにつきましては、全部で40カ所の周辺という形になりますので、説明には少しお時間をいただく形になるかと思っております。

として、個人情報保護審議会への諮問を予定しております。これは、カメラ設置の可否そのものを審議いただくものではなく、個人情報保護条例の規定に基づきまして、個人情報を本人以外から収集すること及びそのことを本人に通知しないことについて、審議会の意見を聞くという形になります。

本定例会にてカメラを設置する方向性が確認された場合につきましては、平成28年度2学期運用開始をめぐりに事務手続を進めさせていただき、工事に着手してまいりたいと考えております。

説明は以上となります。事務局といたしましては、PTA役員等の意見交換、また市民の意見を聴く会の状況を踏まえる中で、ご説明をした内容にて事業を進めてまいりたいと考えております。ご審

議のほどよろしく願いいたします。

【是松教育長】 説明が終わりました。

それでは、陳情第1号及び議案第1号について、一括してご質問、ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。山口委員。

【山口委員】 追加でご説明をお願いしたいのですが、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例が9月の議会で成立したと、それをかいつまんで説明していただければと思います。

【是松教育長】 川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 条例の具体的な内容でございますが、まずカメラ設置の目的を具体的に定めたということですか、あとは設置・運用基準を定めて、これを市に届けなさいというような規定が設けられたこと、また安心安全カメラ設置者の守らなければいけない責務、あるいは管理責任者の責務、あとは映像データですとか記録媒体の管理について、具体的に定められております。

また、先ほど少しお話しした外部提供する場合の条件というか、この場合にしか外部提供ができないというような規定も定められており、またカメラに関しての苦情があった場合の苦情処理の関係ですとか、そういったものを具体的に条例のほうで定められたところがございます。

この条例の規定を受けまして、それぞれカメラを設置する側も運用基準をつくるというような形となっております。

以上でございます。

【是松教育長】 山口委員。

【山口委員】 結構きめ細かく、条例ができたことは知っていたのですが、細かくは存じ上げなかったのをお聞きしました。

このような条例というのは、ほかの自治体でも大体決められているのでしょうか。おわかりになる範囲で、ほかの事例みたいな。

【是松教育長】 川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 各市、カメラに関しての規定については差がありまして、条例で定めるところ、あるいは規則で定めるところ、あるいは規程レベルで定めるところ、さまざまでございます。国立については、設置・運用に関してはきっちり市として方針を定めていこうということで、条例で定められたと聞いております。

【是松教育長】 ほかに質問、もしくはご意見ございますか。山口委員。

【山口委員】 先ほど陳情の方もおっしゃられたのですが、ここ数日、防犯カメラですかね。特に街頭、市街地なのでしょうけれども、それが流出しているというようなニュースが飛び交っています。やはり、そのことの持っている危険性というのがあるのだということを、改めてここ数日間で思ったところでもあります。

そのことには十分配慮していくことが必要だということで、今、条例のことをお聞きしたのは、そのことを国立市としてきちっと担保というのか、市としての方向性をしっかり持っていこうということがベースにあることはお聞きしました。ほかとは少し違うのかもしれないというより、しっかりされているのかなというようなことを感じたところでもあります。

ただ、やはりそういう意味では、こういうカメラがなくて、本当に真っ暗闇でも、みんな安心して安全に活動できる社会になれば一番いいわけですけども、今はそういう状況では決してないというのは私も感じています。できるだけ子どもたちが自由に動ける状況、伸び伸びと成長していく環境を

つくってあげることが必要なのではないかなというように思います。

そのためには、逆に安心安全カメラの考え方に対して、そういうことが保障することになっていくのだらうと思います。

先ほど陳情の方の話で、少しリアクションをしてしまったのですけれども、24時間、親がくっついていてというのは、逆に子ども自身の成長を阻むことになるというような考え方を持っております。子どもが自分の意思で自由に伸び伸びと、できるだけ動き回れることが子どもの成長に資すると信じておまして、そういうことを保障していくということ、できるだけ我々周りにいる者、それが我々がしていかななくてはいけない責務かなと思います。

この中で言うと、安心安全カメラがないのがもちろんいいとは思いますが、そうではない状況ができていいる中では、このことが今とれる一つの方策ではないかと思えます。ただ、陳情の中にも出ておりましたし、皆様方、地域の方、保護者の方等々、一定の方の意見にもあったのですけれども、これも含めて、地域とともにそういう状況を保障していく、安心安全な地域をつくっていくということが求められていることを改めて必要だと思えます。

もう一つは、逆に、このことに関して不安を持たれている方、心地よく思われていない方、それは個人個人、感じ方が違いますので、いらっしゃるということも我々はしっかり肝に銘じて、これを運用していくことが必要なだということを改めて思ったところでございます。

【是松教育長】 ほかにございますか。高橋委員。

【高橋委員】 地域社会というのは、非常に今、先ほど報告しましたように、学校が多くの課題を抱えているという話をしましたが、実は地域社会も大きな課題を抱えていると思えます。つまり、地域が子どもに対して要するに頼りがいがあるといえますか、なかなかそういう状況というのは今づくりにくい現状があると思えます。

ですから、チームとしての学校のあり方に、実はそのこともうたっているのですね。チームとしての学校と家庭、地域、関係機関との連携と。

そこの表現を読みますと、学校と家庭、地域との連携・協働によって、ともに子どもの成長を支えていく体制をつくることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようにすることが重要であると。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子どもの健康、安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

中学校や小学校ですから、親にとっても、また学校教員にとっても心配なことがたくさんあるわけです。交通事故しかりです。そういったときに何ができるのだらうかなと、地域でやってくれと、あそこでもここでも地域でやってくれ、言葉ではそう言っても、現実に動く人がいなければ、なかなかそれは実現できない。そういった中で、私たちは何ができるのだらうかということのを常に考えていく必要があると思えます。

そういった観点からも、安心安全カメラの設置についても、2年間かけて地道に取り組んでいくというところをやはり評価したいなと思えます。心配には限りがありません。不安には限りがありません。そういった中で、今、私たちができる最善のことをやっていく必要があるのではないかなと、私はこんなふうを考えています。

以上です。

【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。城所委員。

【城所委員】 いただいた資料を読ませていただいたのと、それと今、陳情の方のお話等いろいろ

伺った中で、思ったことをお伝えしたいと思います。

陳情の方がおっしゃったように、カメラでは私は全く安全は担保できないというのは、それはもちろんのことだと思っています。学校の校門にカメラをつけるときも、結構いろいろな議論がなされて、設置されてはや何年もたっていますが、大分議論があったのですけれど、大分人がなれたのかなという印象も受けます。

今回、実際に設置する場所の地図をいただいて見ましたけれども、通学、子どもの日常等でここがちょっとという場所が上がってきているなというのを実感としてはあります。

川島教育総務課長から説明があった中で、一番最初の設置の理由のところに入ってきますけれども、カメラをつけることで何か抑止ができればという、私はその程度ではないかなと思っています。カメラをつけたから何がどうという、そこまではどうかなというのが正直あります。

個人的には、いつも撮られていて気持ちが悪いという感覚もわかりますし、身守りをしている中を通していくということの気持ち悪さも何となく私も体感としてわかります。

市民の方のご意見の中にもありましたけれども、身守りをなさっている方のご意見等いろいろありましたが、身守りもちょっと度が過ぎると人を排除に向かう方向性というか、その辺も考えないと、あの人が大丈夫、あの人は悪いみたいなところを判断してどこかに通報するというのも一歩置かないと、お互い疑心暗鬼になって、住みづらい町になっていくということが考えられるなと思っています。

あと、親御さんが心配だったら、ついて歩けばということもおっしゃっています。それも一つ、あるかなと思います。三丁目の夕日ではないですけども、昔はよかったではないですが、昔も多分、それなりに危なかったのだと思うのです。今の時代が危なくなったのではなくて、その時代、その時代で危なさがあったし、危険はあったのですけれども、その時代、その時代でいろいろしてきたのだらうなというように思っています。

確かに、今、遅い時間まで子どもが一人で歩くことも多くて、特に受験等の関連になると、塾帰りの子どもの数もふえているし、時間帯も中学生でも9時、10時、時には11時ぐらいまで子どもが一人になっていることもあります。スマートフォンとか携帯を持たせているから安心というようにおっしゃっている方もありますけれども、それも通報できなければただの持ち腐れと思っているのですけれども、あとはメディアにあおられている不安というのも確かに保護者の間であると思います。

同じ一つの事件を何回も何回も、100遍も聞いていると、100回ぐらい事件が起きたような感じになってくるといえるか、その辺も物理的にカメラをつけるということをしたとしても、大人のほうで不安に流されないとか、保護者同士、疑心暗鬼にならないとか、変な人だといって、お互いにあの人を指さすようなこととかを本当にしてほしくないとか、大人も一緒に学んでいかなくてはいけないなということは日々感じています。

一通り、今、言わせていただきましたが、カメラを設置してほしいという意見が学校のほうからもたくさん来ているということでありましたけれども、一つこれをつけることで、何か補助的な役割というような視点でつけるには、私はいいのではないかなと思っています。あとは地域の身守りをお願いする、お子さんがいる方は子どもたちに結構意識的になるかもしれないのですけれども、お子さんがいない家庭とか、そういうことに意識が向かない方は、なかなかお願いしても、実際に出てきて何かをするということは難しいなというように思っています。

市民の意見の中で、教育委員会が何かそういうことをしてくれとおっしゃっている方がいますが、教育委員会だけで全てができるようなことではないなというように体感的に思っています。



何か意見が支離滅裂となっていて大変申しわけないのですが、いろいろ言いたいことは今のところそんな感じです。

以上です。

【是松教育長】 嵐山委員、お願いします。

【嵐山委員】 きょうの陳情者の意見を聞いて、写されたくないという気持ちはわかります。それはみんな同じだと思います。ジョージ・オーウェルの「1984年」のいわゆる監視社会そのものに、今、日本はなっているわけですよ。だから、いろいろな事件があると、通学路でなくてもこんなに撮られているのだという気持ちになります。だけどそのために凶悪犯人が捕まったという実績もあるし、それでも見つからないという例もありますけれども、そういう心情というのは、私は陳情された方の気持ちに近いところにあります。

けれども、国立市がいろいろ対策をして、結論として、通学する子どもを持つ保護者の多くの方がつけることに賛成だとおっしゃっているので、ここはやはり個人情報の観点とかいろいろありますけれども、設置するという方向でしていくのがいいと思います。

以上です。

【是松教育長】 各委員からご意見をいただきました。私のほうからも一つ、意見を述べさせていただきます。

まず、通学路への安全安心カメラの設置については、一部反対の今回の陳情者のような意見がございましたが、多くの保護者や地域の方々からの理解は得られたというように私は思っております。

近年、科学、工業技術が進歩しております。特に、情報通信技術の飛躍的向上の中で、人の位置情報でありますとか行動情報は、これは好むと好まざるとにかかわらず収集されてしまう社会になってしまっております。

あえて言わせてもらいますけれども、今回、安心安全カメラと言っていますが、いわゆる監視カメラ、防犯カメラというものに関して言えば、今は非常に安価で高性能な製品開発が進んでおりまして、駅の構内、あるいはコンビニ、スーパーを初めとするさまざまな店舗の中、それから企業のビルやオフィスの中、それからマンション等のエレベーター、銀行のATM、さらには最近では一般家庭の門前などにも設置されて作動しております。

また、こうしたカメラ以外でも、対向して走ってくる車の中のドライブレコーダー、そして携帯やスマホでの動画撮影を個人的に行われているということによりまして、映像情報の収集は身の回りで際限なく行われております。

しかしながら、多くの人々はそれに強く抗議や異議を唱えることもなく、ある意味、それを許容しております。それは恐らく、議論の中でもありましたように、プライバシーに関する一抹の不安や気がかりはあると思いますが、社会的な安全性の確保や犯罪防止、あるいは犯罪捜査への効果性や利便性に比べれば、それは十分許容できるものと感じているからではないかなというように思っております。

犯罪や悪いことをしない自分たちには、それは都合の悪いものではなくて、犯罪を起こす者にとって都合が悪いものであると割り切っているからこそ、スーパーの買い物であるとか、あるいはATMの操作の際に、自分も含めて人の行動が映像収集されているということを重々知りつつも、それを許容しているのではないのでしょうか。

つまり、犯罪やルール違反の防止、それを犯した者へのペナルティーを科すためには、自分を含め

て映像収集されてもよいという意識が働き、犯罪防止や犯罪の検挙のためには許容すべきものと、多くの人は思っているというように思います。

しかし、一方で一部の人々の中には、それは危ない、収集映像や、そこに写っている個人のプライバシーが悪用されるのではないかという不安が先立つ人がいることも確かです。

それゆえに、今回、行政が設置するカメラについては、多くの人々の許容のもとに設置するものではありますが、不安を持たれる方々のために、運用管理において個人のプライバシー保護のための条例、規則、基準をしっかりと定めて、行っていくところのものであります。

実は、こうした条例を設置する自治体は極めて少ない中ですが、国立市では条例内容を個人情報保護審議会へ諮問し、そして市民の負託を受けた市議会の議決を得て、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例が設置されました。教育委員会では、この条例に基づき、個人情報保護に十分留意して、通学路へ安心安全カメラを設置するものであります。

それから、安心安全カメラの設置だけで、子どもたちの安全が確保できるのかという意見がございましたが、私も安心安全カメラだけで子どもたちの安全確保ができるとは思っておりません。子どもたちの登下校中の安全確保には、次の3点の取り組みを総合的かつ効果的に行っていくことが重要だと認識しております。

まず、第1点目でございますが、これは学校教職員はもとより、保護者や地域の方々の協力を得て、人の目による見守り体制の強化を図ることです。登校時間帯の身守りの強化を現在図っておりますとともに、下校中の身守りも防災無線で地域の方々へ呼びかけし、お願いしているところでございます。

2点目としては、児童生徒自身の対応力を高める被害防止教育を推進していくということです。甘言や詐言に惑わされない、防犯ブザーや大声で助けを求める、あるいは地域安全マップ等の作成の中で、日ごろから危険箇所を子どもたち自身が認識しておく、またピーポ君の家など避難場所を確認しておくなどの被害防止教育をさらに推進していきたいと思っております。

そして、3点目でございますが、これは通学路そのものの環境整備です。通学路の街路灯、防犯灯の整備を進めたいと思っております。特に、通学路を優先して、照度の高いLED化を図るということが市の施策となっております。また、危険箇所への標識設置も行っていきたいというように思っております。

そして、ここに加わるのが安心安全カメラの設置でございます。地域の身守りの手薄な箇所や身守りができない時間帯のフォローをしていくものと考えております。カメラ作動中の標識設置により、犯罪の抑止を図るとともに、万が一、被害が生じたり、あるいは未遂に終わったものの、一つ間違えれば重大な被害が生じかねなかった際の迅速な捜査に活用し、早期解決を図ることにより、被害の拡大や再発防止に効果があるものと考えております。

以上、このような総合的な取り組みの一助として、安心安全カメラを活用するものであることを保護者や地域の方々にご理解いただいたというように思っております。

したがって、今回の陳情第1号については私は不採択、議案第1号については推進の立場で臨みたいというふうに思っております。

以上でございます。

それでは、意見も出そろったようですので、ほかに何かございますでしょうか。

【是松教育長】 それでは、採決に入らせていただきます。

初めに、陳情第1号、通学路（公道）に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情につい

て、これは陳情者の一部意見に賛同もあるものの、陳情そのものであります安心安全カメラを設置しないということそのものに賛成の意を示した方はいらっしゃらないというように私は理解いたしましたので、陳情については不採択とすることで異議ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、陳情第1号、通学路(公道)に「安心安全」カメラを設置しないことを求める陳情は不採択といたします。

続いて、議案第1号、通学路安心安全カメラの設置について、皆さん、特にご異議はないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、議案第1号、通学路安心安全カメラの設置については可決といたします。

議題(4) 議案第2号 平成27年度教育費(3月)補正予算案について

【是松教育長】 では、次に議案第2号、平成27年度教育費(3月)補正予算案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、議案第2号、平成27年度教育費(3月)補正予算案の提出についてご説明をいたします。

本議案は、3月に開催されます市議会第1回定例会に補正予算案を提出するため、提案するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開きください。補正予算案の内訳、初めに歳入でございます。

1、2ページが歳入予算の補正の詳細となっておりますが、ほとんどが歳出予算の増額及び減額に連動する増額、減額となっております。

主なものをご説明いたしますと、款13国庫支出金、款14都支出金それぞれにつきまして、小学校の体育館の非構造部材耐震化対策事業費の歳出減がございました関係で、小学校費補助金を減額しております。

また、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節2中学校費補助金、細節3公立学校施設整備費補助金につきましては、第一・第二中学校の体育館非構造部材耐震化対策事業費等の増により、補助金額も増となっている一方で、第三中学校屋外運動場照明器具施設事業交付金が不採択となったことによる減額がございます。

結果として、増額分より減額分が多いため、細節内では79万9,000円の減額となっております。

歳入につきましては、合計505万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。補正予算案の内訳、歳出でございます。補正項目が非常に多くございますが、全て決算見込み、契約差金によるものでございますので、主なものについてご説明をさせていただきます。

飛びまして、5ページをごらんください。

項2小学校費につきまして、上から3段目、目1学校管理費、事務事業、学校運営・備品維持管理事業に係る経費、節11需用費、細節5光熱水費につきまして、小学校の電気、水道等の使用量減少

により 500 万円を減額いたします。

また、同じ小学校費につきまして、中段、目 3 学校保健衛生費、事務事業、児童及び教職員健康管理事業に係る経費、節 13 委託料、細節 7 児童及び教職員健康診断委託料につきまして、受診者数が見込みを下回ったことにより 157 万 7,000 円を減額いたします。

次に、その 3 段下、目 4 特別支援学級費、事務事業、特別支援学級運営整備事業に係る経費、節 15 工事請負費、細節 3 小学校特別支援学級改修工事、これは第二小学校になりますが、契約差金により 382 万 6,000 円を減額いたします。

次に、そのすぐ下、目 5 学校整備費、事務事業、小学校耐震補強・大規模改修事業に係る経費、節 13 委託料、細節 10 非構造部材耐震化対策工事実施設計委託料につきまして、契約差金により 253 万 6,000 円を減額いたします。これは、七小の校舎の非構造部材耐震化対策工事の実実施設計委託となります。

さらに、そのすぐ下、節 15 工事請負費、細節 3 非構造部材耐震化対策工事につきまして、小学校 5 校分の体育館の高天井照明及び吊り下げ式バスケットゴールの耐震化改修及び吊り天井の撤去に伴う工事の契約差金 1,793 万 4,000 円を減額するものでございます。

その下、事務事業、小学校教育環境整備事業に係る経費、節 13 委託料、細節 10 施設整備工事実施設計委託料につきまして、発注予定案件がないことから、予算額の 200 万円を減額いたします。

その下、細節 10 第三小学校の校庭芝生化整備工事実施設計委託料につきまして、契約差金により 123 万 6,000 円を減額いたします。

6 ページをごらんください。

項 3 中学校費、目 2 教育振興費、事務事業、就学援助事業に係る経費、節 20 扶助費、細節 6 教育関係扶助費につきまして、決算見込みにより 500 万円を減額いたします。

下から 2 段目、目 5 学校整備費、事務事業、中学校耐震補強・大規模改修事業に係る経費、節 15 工事請負費、細節 3 非構造部材耐震化対策工事、こちらは第一・第二中学校の体育館になりますが、こちらにつきまして、吊り下げ式バスケットゴールの耐震化改修工事の契約差金によりまして、297 万 9,000 円を減額いたします。

7 ページをお開きください。

一番上、項 5 学校給食費、目 1 学校給食費、事務事業、給食センターの管理運営に係る経費、節 18 備品購入費、細節 3 設備器具費につきまして、契約差金により 150 万円を減額いたします。

その 2 段下、項 6 社会教育費、目 1 社会教育総務費、事務事業、くにたち文化・スポーツ振興財団運営支援（管理関係）に係る経費、節 13 委託料、節 14 使用料及び賃借料につきまして、予約システムの関係の契約差金により、それぞれ 114 万 5,000 円、199 万 4,000 円を減額いたします。

8 ページの中段やや下をごらんください。項 8 公民館費、目 1 公民館総務費、事務事業、公民館維持管理事業に係る経費、節 13 委託料、細節 10 熱源機器取替工事監理委託料及び節 15 工事請負費、細節 6 公民館熱源機器取替工事につきまして、契約差金により、それぞれ 216 万円、176 万 3,000 円を減額いたします。

9 ページの合計欄をごらんください。歳出につきましては、合計 7,091 万 4,000 円を減額するものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 議案第2号、平成27年度教育費(3月)補正予算案については可決といたします。

議題(5) 議案第3号 国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案について

【是松教育長】 次に、議案第3号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、議案第3号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本議案は、国立第三中学校校庭に夜間照明設備を設置したことに伴い、平成28年4月1日より、夜間の時間帯に市民の体育、スポーツ、レクリエーションの振興の場として校庭を開放し、また、使用に当たり照明設備使用料を設定いたしたく、条例の一部を改正するため、提案するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、A4横版の国立市立中学校の施設の開放に関する条例の新旧対照表をごらんください。

左側の新しい欄、第8条、照明設備使用料についてです。

夜間校庭を利用許可された者は、事前に1,400円の使用料を支払わなければならないこと、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料の減額または免除できる旨を規定しております。

使用料の設定、1回2時間で1,400円になりますが、その内容につきましては、多摩各市での使用料の状況、1時間当たりの使用料金がばらつきがありますが、おおむね1,000円程度という状況と、あと既に行っております流域下水道広場のテニスコートでの照明使用料を踏まえまして、実際の電気使用料や管理経費などを勘案しまして、1回2時間で1,400円と設定しております。

第9条の使用料の不還付につきましては、原則、不還付としております。

2ページ目をごらんください。別表です。

国立第三中学校の校庭を、年末年始や学校教育に支障のない範囲で、平日、土曜日、日曜日、祝日、休日の午後6時45分から午後8時45分までの間、開放いたします。

開放の時間帯につきましては、部活動や学校警備の状況、近隣への配慮などに鑑み、このように設定しました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。城所委員。

【城所委員】 別表の開放時間のところですけども、ふだん校庭の日中開放時間は、表の中では午前9時から午後6時までになっていて、下の備考では11月から3月までは9時から5時までとなっていますが、期間が違うので、この時間も違っているのですか。

【是松教育長】 津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 現在、行っている土曜日、日曜日及び祝日・休日の時間帯の内容かと思い

ます。こちらは、夜間といいたいでしょうか、秋、冬になりますと、どうしても日照時間が短くなっておりまますので、このような設定をしております。

以上です。

【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから一つ、質問をしておきます。

これは条例改正案ですので、今後、議会上程等の手続が出てくるとは思いますが、いつの議会に上程していくか等についてご説明をしておいてください。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 こちらで議案を可決いただいた後になります、3月に開催されます平成28年の第1回定例会、市議会に条例の議案提案をしていきたいと考えております。

【是松教育長】 宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 通常3月ですが、補足いたしますと、初日が2月25日に予定しておりまして、2月25日に提案させていただき、通常であれば、総務文教委員会に付託されると。総務文教委員会の予定が3月14日、その日の総務文教委員会で審査されまして、これは議事日程がこれから決まっていくものですが、現在の見込みというか予定で申し上げますと、3月23日の本会議で可否の決定がされるのではないかと、そういうように考えております。

以上でございます。

【是松教育長】 議会運営委員会等がまだ開催されておりませんので、詳しい日程はまた多少変更も出るかもしれませんが、おおむねそのような日程になるのではなかろうかなというところの想定でございますが、3月市議会に上程してということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、皆さんご異議がないようですので、採決に入らせていただきます。当議案は可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、議案第3号、国立市立中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例案については可決といたします。

議題(6) 議案第4号 くになち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案について

【是松教育長】 次に、議案第4号、くになち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、議案第4号、くになち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案についてご説明いたします。

本議案は、くになち市民総合体育館の貸切使用について、平成28年4月分より国立市公共施設予約システムを導入するため、予約方法及び様式の変更などを行い、あわせて文言整理をするため、提案するものでございます。

公共施設の予約システムにつきましては、利用者の利便性向上を目的に、今まで特定日に開催していた予約抽せん会を廃止し、利用者がインターネットを利用し、施設に関する空き状況の確認、予約、抽せんの申し込みができる施設予約システムのこととなります。

それでは、資料が多いのですけれども、後ろから 6 枚目になりますが、A 4 横版の第 1 回教育委員会定例会資料、くにたち市民総合体育館条例施行規則の新旧対象表に基づきまして、ご説明させていただきます。

第 3 条の 2、予約システムによる使用の予約についてです。

予約システムに入力する内容、第一体育室、第二体育室、第三体育室については抽せんにより予約を決定すること、予約システムを利用する場合は、事前に登録が必要なことなどを規定しております。

第 4 条では、予約システムにて施設の予約を行った場合の申請期間、申請手続は、教育委員会が別に定める旨を規定しております。

2 ページ目に移ります。

第 5 条の使用の承認、第 6 条、使用料の納入につきましては、今まで、使用承認書を交付した後、使用料の支払い、領収書を交付しておりましたが、手続を簡素化し、使用の承認を受けたときに使用料を支払い、様式も使用承認書兼領収書と統一いたしました。

第 8 条の使用の変更等につきましては、様式の変更に伴う改正となっております。

3 ページ目に移ります。

第 9 条の使用料の還付です。恐縮ですが、1 点、修正をお願いします。第 2 項の第 9 号様式、使用料還付申請書兼領収書の「兼領収書」の下に下線が引いておりません。お手数をおかけしますが、下線を引いていただくようよろしくお願いいたします。（「もう一度」と呼ぶ者あり）

第 9 条の 2 項の 2 段落目のところなのですけれども、（第 9 号様式）とあるかと思いますが、その前の「兼領収書」というところまで変わるものなのですけれども、下線が引いておりませんでした。申しわけございませんが、下線を引いていただくようよろしくお願いいたします。（「新のほうですね」と呼ぶ者あり）そうですね、新のほうです。左側の欄ですね。失礼しました。

こちらの第 9 条につきましても、様式の変更の伴う改正となっております。

第 15 条につきましては、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合の読み替え規定の変更となります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【是松教育長】 それでは、議案第 4 号、くにたち市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

議題（7） 議案第 5 号 平成 27 年度国立市文化財指定・登録について（諮問）

【是松教育長】 次に、議案第 5 号、平成 27 年度国立市文化財指定・登録について（諮問）を議題といたします。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 議案第 5 号、平成 27 年度国立市文化財指定・登録について（諮問）につきましてご提案申し上げます。

本議案は、国立市文化財保護条例第 43 条の規定により、指定文化財の追加及び名称変更 1 件並び

に文化財登録1件の適否について、国立市文化財保護審議会へ諮問するものであります。

1枚おめくりください。諮問の内容になります。

指定文化財の追加指定及び名称変更としては、緑川東遺跡出土石棒4点、(附)深鉢形土器残欠3点、登録文化財としては、青柳地蔵堂内地蔵菩薩・六地蔵7体の適否について、諮問するものであります。

もう1枚おめくりください。A4横の資料で、これら候補の概要を記しております。

まず、緑川東遺跡出土石棒4点、(附)深鉢形土器残欠3点です。

緑川東遺跡出土石棒4点につきましては、既に平成26年に市の指定文化財としておりますが、今回、附として深鉢形土器残欠3点を追加指定するものでございます。

その理由につきましては、これら3点の土器は、石棒と同じ遺構から出土されており、在地系土器と関西系土器の関係性、水銀朱の利用を示す最古級の事例と言える資料であり、また石棒4点の具体的な埋納時期を示す史料としても非常に重要な資料といえるため、指定文化財の追加指定及び名称変更の候補としております。

なお、参考資料としまして、土器の写真データ等を3ページから6ページまでつけております。後ほどごらんいただけたらと思います。

次に、登録文化財候補の青柳地蔵堂内地蔵菩薩・六地蔵7体です。

本史料は、青柳地蔵堂内に安置されている14体の石造物のうち、元文4年、1739年に造立された地蔵菩薩と、天明3年、1783年に造立されたことが判明している1体を含む六地蔵です。

本資料は、欠損が少なく、年代が判明しているという点において貴重な資料であり、青柳村の習俗を語る上でも重要なものであるため、登録文化財の候補としております。

こちら、参考資料として、7ページ以降に詳細な資料をつけております。

以上が候補として挙げさせていただいたもので、今後、文化財保護審議会へ諮問したいという提案でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。山口委員。

【山口委員】 場所の質問なのですが、地蔵がある場所の青柳稲荷参道入口というのが、どこかよくわかっていないのですが。

【是松教育長】 津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 青柳福祉センターのあたりになります。図面をつけていなくてわかりにくいのですが、甲州街道により近い場所となっております。

【山口委員】 ありがとうございます。

【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから、言葉上の説明がよくわからないのですが、六地蔵ですけれども、7ページの概要のところ、内訳で地蔵菩薩が3体、六地蔵が11体と書いてあります。私は、六地蔵というのは6体のお地蔵様というように考えていたのですが、六地蔵が11体という意味がわかりかねるのですが、少し説明をいただけたらと思います。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 すみません。わかりにくい状況で申しわけございません。10ページをごらんいただきたいのですが、今回、こちら登録の候補としておりますのが黒く塗ってあるものです。六地蔵の今の件ですけれども、青柳地蔵堂内地蔵菩薩 1というところで、2段落目から、下



から三つ目の青柳地蔵堂内六地蔵 5 というところ、こちら合わせた形で、11 体という形にしております。六地蔵自体につきましては 11 体でありまして、今回、候補としておるものが 6 体ということになっております。

【是松教育長】 そうすると、六地蔵という名称ではなくて、今回、六地蔵を登録すると、そういう意味ですか。地域では、六地蔵というような呼び方はされていないのですね。

【津田生涯学習課長】 六地蔵としては、 から も含めた形となっていますので、少しわかりづらくて申しわけないのですけれども。

【是松教育長】 地域で、そのお地蔵様の呼称を六地蔵と総体で言っているということなのか、それとも今回たまたま青柳にある 11 体の地蔵さん、厳密にはほか 3 体まだ地蔵さんがあるみたいですけど、そのうちの六地蔵を六地蔵という名称で文化財登録をしたいということなのか、その辺が。宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 7 ページの 5 の概要のところの上から 6 行目あたりに、説明が書いてあるかと思えます。六地蔵とは、仏教の六道輪廻の思想云々、そういったものを六地蔵という言い方をしますよという中で、それが国立市内に 11 体あり、そのうちの 6 体を今回、文化財として諮問したいということでございます。

【是松教育長】 わかりました。仏教の言う六道輪廻、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人道、天道、その六道にかかわる地蔵様という名前であって、数から来た呼称ではないということですね。承知しました。勉強不足でした。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

【是松教育長】 それでは、議案第 5 号、平成 27 年度国立市文化財指定・登録について（諮問）は可決といたします。

議題（ 8 ） 報告事項 1 ） 平成 28 年度国立市教育施策事業予算案の調整状況について

【是松教育長】 次に、報告事項に入ります。

報告事項 1、平成 28 年度国立市教育施策事業予算案の調整状況についてに移ります。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 それでは、平成 28 年度の国立市教育施策事業予算案の平成 28 年 1 月 25 日現在の調整状況につきましてご報告をいたします。

資料といたしましては、本日配付させていただいた資料をごらんください。

平成 28 年度教育費予算につきましては、合計で約 24 億 5,000 万円程度を見込んでおります。

なお、資料は調整中の予算でございますので、数字等が今後動く可能性がございますので、その点、ご了承ください。

一般会計総額との比率では約 8.42% となり、今年度の 8.95% と比べると、0.53 ポイント数字を落とす形となっておりますが、小中学校の屋内運動場の非構造部材耐震対策工事が終了したこともあり、比率的には伸びがありませんが、必要な予算はほぼ確保できるものと考えております。

お手元の資料をごらんください。事業ごとに整理をした上で、市長への教育委員会からの予算措置要望事項につきましては網かけをいたしました。

それでは、資料に沿って、28年度予算案の主な事業についてご説明をいたします。

1ページ、1番といたしまして、学力・体力向上施策関連予算を上げております。

(1)として、放課後学習支援教室事業を小学校全校へ拡大をします。

(2)は、学校教材整備・活用推進事業です。10カ年の教材整備計画に沿って対応した教材備品の整備を継続して進めます。

(3)として、中学校教科書改訂に合わせた教員用教科書及び指導書の購入を行います。

(4)としては、第二中学校のノートパソコンをタブレット型に変更することを考えております。

(5)では、子どもの体力・運動能力向上事業として、東京女子体育大学との連携を図り、学生等を小学校に派遣し、授業の補助と運動の苦手な児童の支援を行い、必要な備品を整備するとしております。

(6)には、音楽フェスティバルを継続して開催するための予算が記載されております。

(7)には、中学校部活動指導員の継続配置を記載しております。

2ページをお開きください。2の特別支援教育推進施策関連予算です。

(1)では、インクルーシブ教育推進事業ということで、平成25年度より文部科学省の指定を受け、補助事業として実施をしてきたインクルーシブ教育システム構築モデル事業が今年度で終了しますが、モデル事業の成果を踏まえ、平成28年度より市の単独事業として特別支援教育指導員等を配置拡充するなど、事業をさらに強化、継続していくこととしております。

(2)では、特別支援教室整備事業ということで、平成29年度からの開級に向けて、平成28年度は三小、七小を整備していくこととしております。

次に、3の教育課題対策にかかわる施策関連予算です。

(1)は、スクールソーシャルワーカーの活用事業です。平成28年度は、新たに1名を増員し、合計2名体制とし、学校だけでは解決が困難な教育上、生活指導上の課題に対しての支援をしていくとしております。

(2)は、いじめ防止対策推進事業です。こちらは拡充ということで、いじめ問題対策委員会の運営、いじめ防止プログラムを中学校3校で実施するとしております。

(3)は、公民館事業の自立に課題を抱える中高生への学習支援事業です。こちらは、平成25年度、26年度に文部科学省の委託事業を活用して事業を実施し、平成27年度から一般財源で実施している事業につきまして、各教育機関やスクールソーシャルワーカーと連携した事業を展開していくとしております。

3ページをお開きください。4.学校安全対策関連予算です。

(1)では、小中学校非構造部材耐震対策事業ということで、平成28年度は、七小、三中の校舎の天井材等の落下防止対策工事について、2カ年の予定のうち第1期工事を行います。

(2)には、先ほどご審議いただきました通学路安心安全カメラ整備事業を記載しております。

(3)として、小中学校PHS配布事業ということで、現在、管理職、養護教諭、クラス担任に配布しているPHSを専科等の教員にも追加配布する予算を記載しております。

5.学校施設整備改善関連予算です。

(1)では、小中学校のトイレの臭気対策ということで、当面、校舎の建てかえが先となる見込みの七小、三中のトイレにつき、臭気対策器具を取りつける予算を記載しております。

(2)では、小学校プール改修工事ということで、第六小学校のプール施設について、老朽化が進

んでいることから、改修工事を行うための予算を記載しております。

(3)では三小の中庭の芝生化のための予算を、(4)では給食センターの設備更新関係の予算を記載しております。

6.文化財保存関連予算です。

(1)には、本田家の文化財保存事業ということで、本田家の保存を図るため、関連資料等の調査を実施するための予算を記載しております。

4ページをお開きください。7.図書館事業関連予算ということで、乳幼児向けの読み聞かせ絵本リストと小学生向けの読み物ブックリスト改訂版作成事業と、図書館・公衆無線LAN設置事業を記載しております。

8.文化・スポーツ施設改修関連予算です。芸術小ホールと総合体育館の外壁調査及び必要な改修を行うための予算となっております。

最後に、9といたしまして、他部署関連予算として、教育委員会の予算ではありませんが、教育施策と関連のある予算について記載をしております。

(1)から次の5ページの(5)までは子ども家庭部の予算となっており、現在、第一小学校の余裕教室を提供している本町学童の整備、放課後キッズの拡充による雨天時の実施、基金を活用したグローバルカフェや海外短期派遣事業などのグローバル人材育成事業、現在、広島へ子どもたちを派遣している子ども平和事業、発達に課題を抱える児童の保護者支援のための事業などとなっております。

5ページの(6)は、まちづくり推進本部の国立駅周辺整備事業で、市の文化財指定を受けた旧国立駅舎の再築事業が記載されております。

(7)は、健康福祉部の子ども学習支援事業で、生活保護世帯や生活困窮世帯等を対象とし、経済的な問題で学習塾に通えない子どもへの学習の場の提供を行い、子どもの生活、学習習慣の定着を促し、貧困の連鎖を食い止めるとしております。

(8)は、生活環境部の第二中学校屋上太陽光発電パネル設置事業です。環境対策及び非常時の避難所電源の確保策として、第二中学校の屋上に太陽光パネルを設置するとしております。

(9)は、政策経営部のストックマネジメント事業として、学校施設など教育施設を含めた公共施設のあり方について審議会を設けて検討し、公共施設等総合管理計画を策定するとしております。

以上、平成28年度の国立市教育施策事業予算案の現在の調整状況でございます。

【是松教育長】 教育施策に関連する他部署の関連予算についても、あわせて説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【山口委員】 全体的に網羅されていて、市長への予算措置の要望もここに出ておりますので、よかったですと思います。構成比のところがかつし8.95%で、数字だけではないのですが、何となく2桁、もちろん建築等々があれば伸びることがあると思うのですけれども、教育に力を入れている一つの数字の指標になるものですから、少し寂しいなという印象です。これは仕方がないことかなと思いますが。

あと、他部署の関連予算を載せていただいて、やはり見ていると、他部署との連携が求められているというのがありありとわかってきます。ぜひこれが有効に動くように、予算措置が決まった後の段階だと思っておりますけれども、実効的なことをそれぞれの部に、教育委員会を含めて他部署との連携をしっかりとっていただきたいなと思います。

【是松教育長】 高橋委員。

【高橋委員】 大変よくまとまっているなと思います。特に、他部署との関連も非常にわかりやすくまとめていただいたということで、ありがとうございます。

【是松教育長】 城所委員。

【城所委員】 質問です。1ページの(2)の学校教材整備が10カ年計画になっているのですが、今、何年目なのかということが1点と、次に(3)の教員用教科書及び指導書というのは、赤本と言っている内容で、それが全部配付になったのかというところが、読み取れなかったのです。

それと、2ページの2の(2)特別支援教室整備事業ということで予算をいただいておりますが、三小、七小の教室を改修ということですが、少しイメージがしづらいので、何をどのように改修して、どんなふうに使っていくのかわかる範囲でいいので、教えていただければと思います。

以上3点です。

【是松教育長】 学校教材整備と教科用図書は、金子指導支援課長。

【金子教育指導支援課長】 まず、10カ年の教材整備計画ですが、正確ではないのですが、おおむね学習指導要領の改訂に準じて整備されているので、七、八年というところではないかと考えております。

また、通称、朱書き本ということなのですが、こちらは指導書が配付できない、教科に1冊ということで指導書を配付しているのですが、その方以外のところへ配付しております。

以上です。

【是松教育長】 教育次長、補足がありますか。

【宮崎教育次長】 学校教材整備の計画ですが、これは国のほうもローリングでずらしてきたということがあるのですが、たしか平成24年度に示された10カ年教材整備計画に沿って、国立市でもしっかり措置していきたいというような調整をしまして、たしか平成25年度から継続的に当初500万円でしたか、その後、少し減らして、現在350万円になってはいますが、ですから、しっかり確保しながらやってきたという中では、平成28年度は4カ年目になるのかなと考えてございます。もしかしたら、ずれていることがあるかもしれません。

以上でございます。

【是松教育長】 市川指導担当課長。

【市川指導担当課長】 2の(2)特別支援教室整備事業の件ですが、これは東京都教育委員会が平成30年度までに全ての自治体で通級指導学級の制度から特別支援教室の制度に移行しなさいということで、それに従って動いているところでございます。本市においては、平成29年度に七小を拠点校に、三小を巡回校にということで、まず試行的に行って、その成果と課題を踏まえながら、平成30年度に全面実施をするということで考えているところです。

200万円の内訳は、三小、七小、それぞれに100万円ずつということでございまして、さらに100万円の内訳は、70万円が施設費、残り30万円が備品消耗品費というようになっているところです。

したがって、七小は通級指導学級設置校でございますので、今ある施設をさらに充実すべく、そのお金を使っていくということになります。

一方、三小は、そのような教室、備品消耗品等、全くございませんので、その予算を使いながら充実を図っていくと、そのようなことで計画をしているところです。

つまり、平成29年度からスタートするために、平成28年度に整備を行うと、そのための予算措置ということでお願いをしているところです。

以上です。

【是松教育長】 城所委員、よろしいでしょうか。

【城所委員】 はい。

【是松教育長】 ほかにございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(9) 報告事項2) 平成28年国立市成人式の実施報告について

【是松教育長】 それでは、ないようですので、報告事項2、平成28年国立市成人式の実施報告についてに移ります。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、お手元にあります平成28年国立市成人式実施報告に基づき、平成28年1月11日に行いました成人式の報告をいたします。

今回の成人式も天候にも恵まれ、おかげさまで無事事故なく終了した旨をまず報告いたします。

2の全般的な事項についてですが、準備につきましては、例年どおり、新成人による成人式準備会を立ち上げ、プログラムの作成、式典の構成などについて話し合い、内容を決めました。

式の前日には、準備の整った実際の会場で、準備会メンバー、吹奏楽団、手話通訳者でリハーサルを行いました。

式典の当日は、資料のとおり、おおむね予定どおりの時間で実施いたしました。

(3)の成人式準備会企画についてです。

企画内容の検討に当たっては、まず過去に行った企画を紹介し、ことしはどのようなものを実施したいのかを話し合いました。その結果、「思い出のスライドショー」を作成することとしました。

その内容につきましては、小中学校の卒業アルバムの写真、中学時代にお世話になった恩師より新成人へのメッセージをもらった写真を素材として、参加者が興味を持って見られるよう編集を工夫し、5分程度にまとめた映像作品です。

裏面に移ります。

3のケーキパーティーは、ことしも10種類のケーキとコーヒーなどの飲み物を振る舞いました。

4の参加状況につきましては、今回の対象は平成7年4月2日から平成8年4月1日生まれの921人で、参加者は502人、参加率は54.5%でした。平成27年度と比べますと、対象者が100人強増加しておりますが、参加者数は少ない状況となっております。

5の総括です。

今回は、成人式準備会に参加いただいたメンバーは6人と、昨年より少ない人数でしたが、メンバー全員が成人式の成功に向けて、式典の企画、プログラムの作成、あるいは当日の進行等、熱心に取り組んでいました。

また、新成人の決意、成人式準備会企画「思い出のスライドショー」の上映、ともに好評であったと評価しております。

式典二部のケーキパーティーにつきましても、参加者同士の親交を確認する場として、よい機会でした。

全体として、例年と比べてざわつきも少なく、参加者に満足していただいた式であったと評価しております。

以上で報告を終わります。

【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。城所委員。

【城所委員】 先ほど一番最初にも触れたのですが、先生方へのご案内状というのは、担任を持たれた方には全員に届くようになっているのでしょうか。

【是松教育長】 津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 中学生の恩師ということで、学校のほうのご協力もいただきながら、追える範囲という形になりますけれども、ご案内状を送付しておりまして、5名の方に参加いただいたという状況でございます。

【是松教育長】 城所委員。

【城所委員】 学校のほうでは、中3の担任の先生は何年か後に呼んでもらえると何となく分かるのですかね。そうすると、心構えというか、何年か後にまた姿が見られるなということが思えるので、この際、聞いてみました。

【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(10) 報告事項3) 市教委名義使用について(3件)

【是松教育長】 それでは、続いて報告事項3、市教委名義使用に移ります。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 では、平成27年度12月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認3件でございます。

まず、東京都多摩障害者スポーツセンター主催の「障害者週間記念事業(NHKハートスポーツフェスタ)」です。

障害者週間の時期に合わせ、東京都多摩障害者スポーツセンターと利用者、地域住民がスポーツを通して交流することを目的に、平成27年12月20日に東京都多摩障害者スポーツセンターにて、パラリンピアントークショーや車椅子のスポーツ体験等の記念事業を行います。参加費は無料です。

2番目は、三多摩サッカー連盟主催の「第43回三多摩クラブサッカー選手権大会」、「第34回三多摩シニア(O40)・女子サッカー大会」、「第16回三多摩シニア男子(O50)・女子(O35)サッカー大会」、「第4回三多摩シニア男子(O60)サッカー大会」です。

三多摩地域のサッカー技術水準やスポーツ文化の向上を目的に、各市町村代表クラブチームや選抜チームなどによるトーナメント戦を、平成28年2月7日から3月13日までの間、河川敷公園などで開催します。参加費は、大会によって金額は異なりますが、1チーム1万5,000円、2万円、3万円となっております。

3番目は、国立市ボランティアセンター主催の「第2回くにたちカルタまつり」です。

参加者の交流と、くにたちカルタの普及を目的に、平成28年1月16日にくにたち福祉会館4階大ホールにて、スタンプラリー形式でジャンボカルタ大会、競技カルタ大会などを行います。参加費は無料です。

以上、3件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

以上です。

【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見などございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議題(11) 報告事項4) 要望書について(1件)

【是松教育長】 それでは、ないようですので、報告事項4、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

【川島教育総務課長】 要望は1件です。

子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「2015年10月29日付文科省の小松親次郎・初等中等教育局長名の通知について、同省と都教委に意見書を、教育長会等から出していただきたい要望書」をいただいております。

以上です。

【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますか。

要望書の通知というのは、要望書の中にも書いておりますが、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についてということの文部科学省初等中等局長からの通知を指しているところがございます。いかがでしょうか。

私のほうから若干意見を申し上げます。3点ほど、通知の中の文章について懸念をされておられるということでの意見書を出してほしいという要望でございますが、1点目、通知の中に、要望書の2ページ目の上段にあります。政治的教養の教育指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導することという文言に対して、要望者のほうは、これはセンセーショナルな表現だというようなことで書いてきておられます。

私は、これはいわゆるセンセーショナルな表現というよりも、指導に当たって、教員が個人的な主義主張を避けるということ、それから公正かつ中立な立場で生徒を指導するというのは、これは原則的表現だというように思っております。

ここで言わんとしていることは、教員の個人的な意見や考えというものだけを出すのではなくて、さまざまな考えや意見があるという資料を的確に示すことというように私は捉えております。

もちろん、その際に、教員が、私はこの中ではこの意見だよというようなことも、よくないのだらうなと思っております。自分の意見や考えというもの、個人的な主義主張を避けるということなので、その場合にはさまざまな意見や資料を示した中で、それをどう判断するかは公正・中立に生徒に指導すべきと考えております。

それから、2点目です。同じ2ページ目の下から10段目ぐらいのところでしょうか。

指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者としてみずからの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うことという文科省の主張について、政治的中立性を政府や政権政党の政策を肯定的に教え込んだり、垂れ流しで伝えるのだと誤解してはならないというように言っていますが、政治的中立性と言っただけで、そこまで誤解する人はいないのではないかと思います。それこそ、うがった見方や猜疑心ではないのかなというように思っております。これは政治的中立性の確保ということ素直に解釈すればいい文言だと思っております。

最後に、3点目は一番最後のページです。

下から、これも10行目ぐらいにあります。多様な意見があることを生徒に理解させることなど

により、指導が全体として特定の政治上の主義もしくは施策または特定の政党や政治的団体等を支持し、または反対することとならないよう留意することという表現に対して、多様な意見があることを生徒に理解させることは重要なのに、それを自粛させるような書き振りであり、現場教員を委縮させるだけの悪文というように書いておりますが、どう読んでもそのようには読めませんので、ここについても疑問があるところです。

以上、3点いただきましたけれども、私はどれも的を射たものではないと思ったところです。

以上です。

ほかにいかがでしょうか。山口委員。

【山口委員】 18歳から選挙権が与えられて、子どもたち自身もしっかり関心を持ってほしいなと思います。最近、中学3年生の子と、今度、高校入試の面接があるので、その話をしたときに、その子は聞きもしないのに、自分は18歳から選挙権が与えられるのに反対ですと。要するに、そのことを考えていることは非常にいいことだなと感じたのです。自分が置かれている状況とか、自分たちはそんなに成長していないんだと本人は思って言ったのだと思います。そのことを考えて投票するということまで来たということは、いいことだと思います。議論のきっかけになるし、この要望書も裏返すとそういうことが起きてきたことに関しての一つの危惧、少し過剰な危惧と私も思う部分はあるのですけれど、そういう関心に持っていく必要があるのかなと思っています。

ただ、一つだけ、要望を出された方に、これは毎回、お伝えしているのですけれども、私からすると余計な感想がつきすぎています。解釈、人物評価であるとか、これを全部とってほしいのです。全く要らないですし、余計なことだと思います。これに目が行ってしまって、肝心なところを読む気にならない。ぜひ、まだ今後も出されるのであれば、わかりやすい要望書を出していただければという願望でございます。

以上です。

【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、秘密会以外の審議案件はこれで全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 次回の教育委員会、日程は2月23日火曜日で調整しております。時間でございますけれども、同日に総合教育会議を午後1時からの開催で調整しているところでございますので、その後、午後3時から、会場は教育委員室でお願いしたいと考えてございます。

以上でございます。

【是松教育長】 それでは、次回第2回定例会は、2月23日火曜日、午後1時から、それに先立ちまして総合教育会議を予定しておりますので、それに引き続いて教育委員室で開催することといたします。

傍聴の皆様、お疲れさまでございました。

午後4時09分閉会